

主任(監理)技術者及び現場代理人の適正な配置の取扱いについて

【主任技術者について】

1 主任技術者の専任制の緩和について

次に該当し、かつ、適正な施工が確保されると認められる場合は、主任技術者の兼任を認めます。

○工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事

○工事現場の相互の間隔が10km程度の近接された場所にある場合

◎上記において主任技術者が管理することのできる工事の数は、専任が必要な工事を含む場合、原則2件程度とする。

2. 主任技術者の兼務を認めない工事

請負代金の額が3,500万円以上の次の工事については、工事の適正な施工を確保するため、主任技術者の兼務を認めないものとする。

- ・新工法を採用した工事
- ・施工条件が厳しい工事
- ・第三者に対する影響が大きい工事
- ・トンネル・橋梁などの重要構造物工事
- ・監理技術者の配置を要すると見込まれる工事（下請金額の合計が4,000万円（建築一式は6,000万円）以上）等

3. 主任技術者の兼務に関する手続きについて

(1) 次の場合には**兼務承認申請書（様式1）**により、他発注機関の承認を受ける必要があります。

- ◎ 現在、施工中の**他発注機関工事**に**専任で配置している主任技術者**を津幡町発注工事の主任技術者（専任・非専任を問わない。）として配置しようとする場合

(2) 入札前の事前審査について

希望の方は、**事前審査申請書（様式2）**により、入札前に兼務の可否について審査を受けることができます。

- ◎ 申請は、一般競争入札の場合は公告日から概ね5日以内（土日含む、以下同じ）
指名競争入札又は見積徴収の場合は通知日から概ね5日以内とします。

【現場代理人について】

4. 現場代理人の常駐義務の緩和について

次に該当し、かつ、工事の取締り及び権限の行使に支障がなく、発注者との連絡体制が確保されると認められる場合は、現場代理人の兼任を認めます。

- 当該工事の契約額が3,500万円（建築一式工事については、7,000万円。以下同様）未満の工事であること。
- 当該現場の把握を常にできる状況であり、速やかに工事現場に戻ることが出来ること。
- 発注者と常に携帯電話等により連絡が取れる体制で、発注者の求めにより、速やかに工事現場に戻ることが可能であること。

5. 現場代理人の兼務について

常駐を要しないと認められた現場代理人は、次の範囲で他の工事の現場代理人を兼務することができます。

- ・兼務する工事の件数…概ね2、3件程度
- ・兼務する工事の距離…工事現場間の移動時間が、概ね30分以内または町内であること
- ・兼務する工事の契約額…契約額が3,500万円（建築一式工事については7,000万円）以上の他の工事現場の主任（監理）技術者でないこと
- ・他の工事の専任技術者でないこと
- ・現場代理人の兼務する工事の契約額の合計が、概ね7,000万円未満であること

6. 現場代理人の兼務確認申請について

現在、施工中の工事（発注機関を問わない。）に配置している現場代理人を他の工事にも現場代理人として配置しようとする場合は、**兼務確認申請書（様式3）**によりその確認を受ける必要があります。

【主任技術者と現場代理人を兼務した場合について】

7. 同一の請負契約での兼務について【従前の通り】

同一の請負契約での現場代理人と主任技術者は相互に兼務することができます。

8. 主任技術者の兼務が認められた場合について

当面の間、同一の請負契約で現場代理人と主任技術者を兼務している場合、当該主任技術者が他の工事の主任技術者との兼務を承認された場合は、当該現場代理人についても兼務を認めることとします。